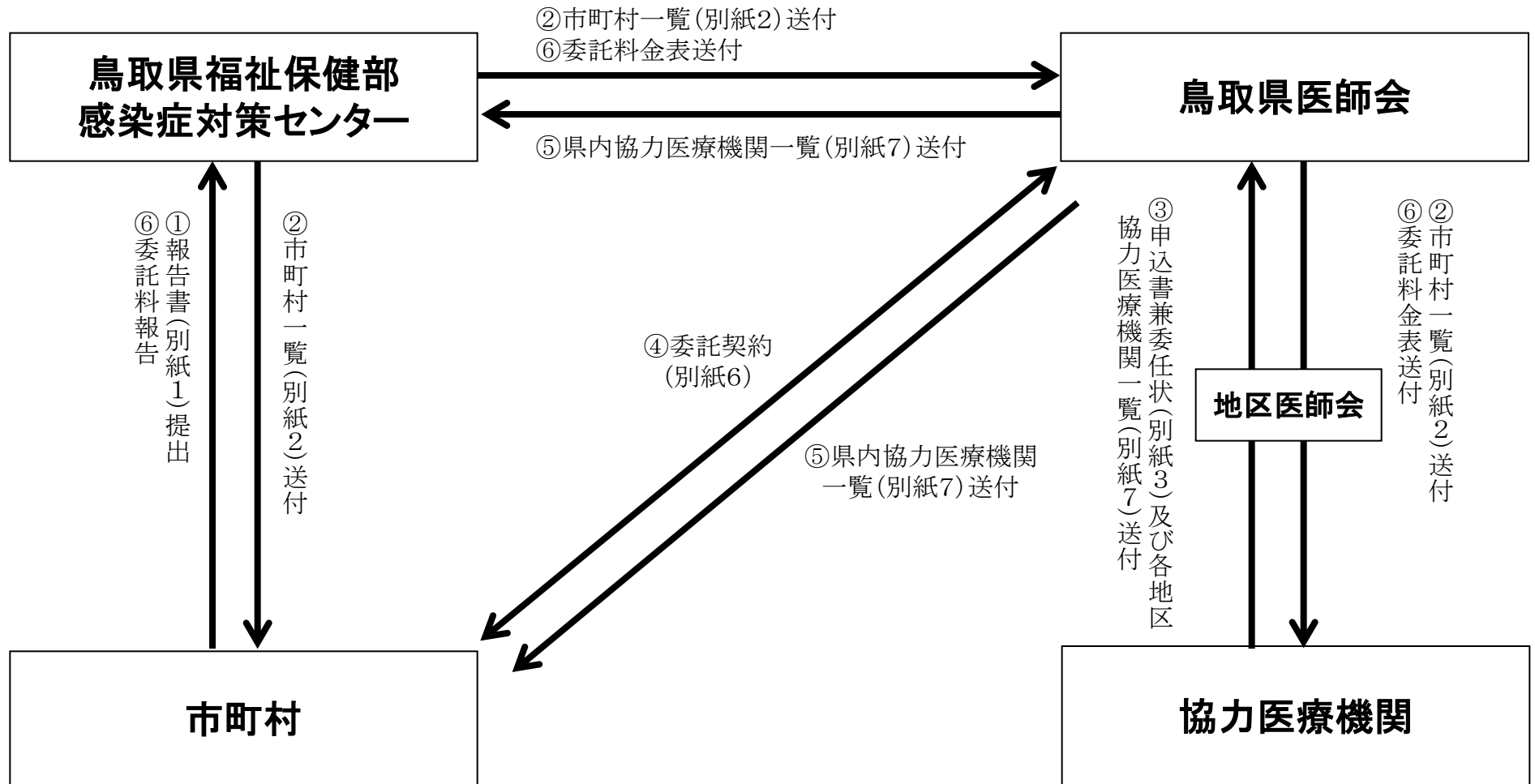


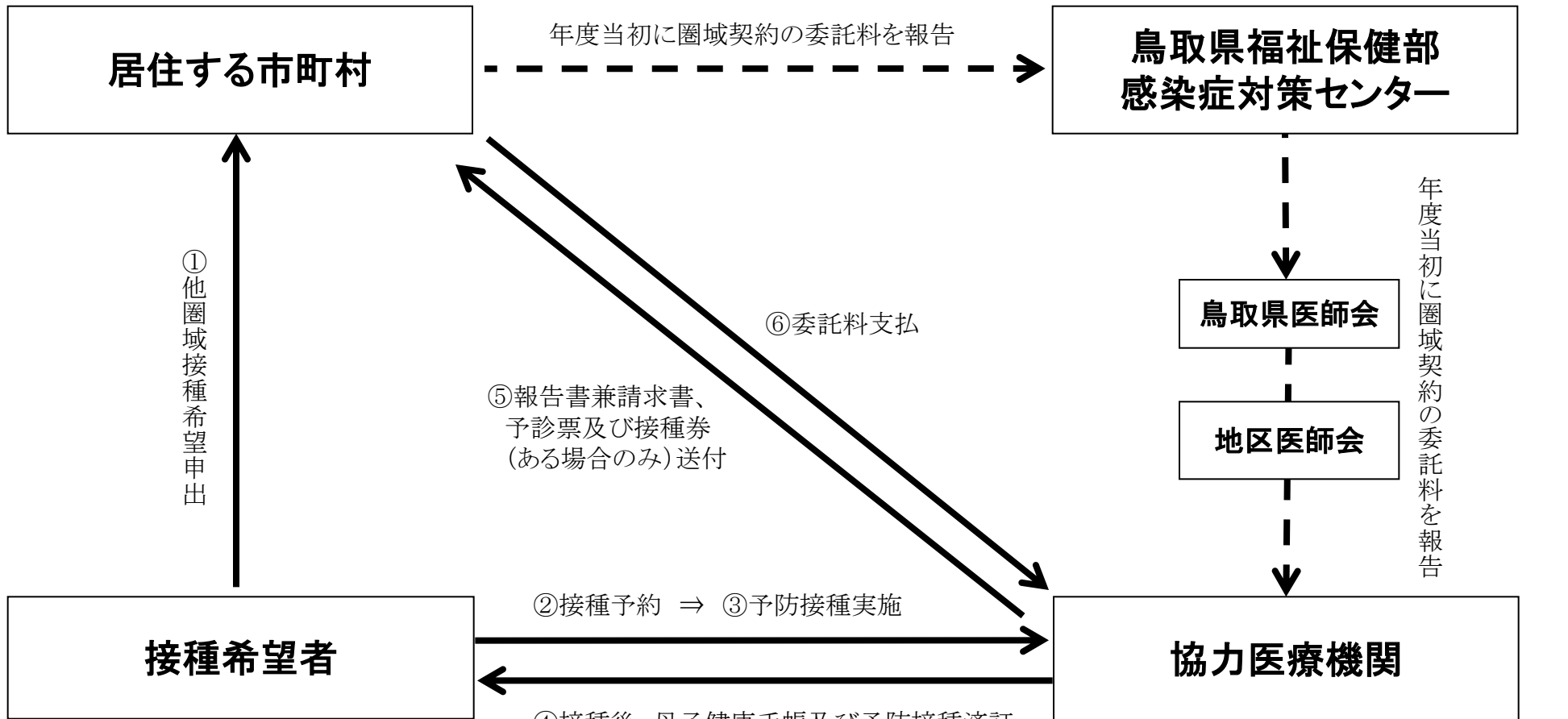
鳥取県定期予防接種広域化 (フロー図① 契約手続き)



※「④委託契約」の更新については、市町村長と県医師会長、両者の合意の上で、自動更新する規定を契約書に加えることができる。

※③申込書兼委任状(別紙3)を提出した場合、次年度以降の提出は不要。内容に変更がある場合は変更届(別紙4)又は辞退届(別紙5)を提出。

鳥取県定期予防接種広域化 (フロー図② 接種手続き)



※居住する市町村が接種券を発行していない場合、接種希望者は居住する圏域以外の医療機関においても、接種券無しで接種が受けられます。

※接種希望者の居住する市町村が広域化を実施していることを一覧で確認の上、予約を受け付けてください。
※接種希望者が居住する市町村へ連絡していることを確認してから予約を受け付けてください。
※接種当日に予診票が無い場合は、各市町村に問い合わせください。(問い合わせは、平日のみ対応。)